

予算決算

〔審議日程〕

● 令和元年12月2日（月）
全体会

質疑及び分科会（総務分科会、文教経済分科会、健康福祉分科会）を設置し付託事件の審査を行なうこととした。

● 令和元年12月3日（火）
4日（水）

分科会

3分科会による審査を行なうた。

● 令和元年12月9日（月）
全体会

分科会長報告に対する質疑及び総括質疑事項の選定を行なった。

● 令和元年12月13日（金）
全体会

総括質疑・討論・採決を行なった。

委員長 青木 照美
副委員長 来海 恵子
議長を除く全議員

行政代執行について

- 問** ①進捗状況および今予算の概要について
②考えられる懸念事項について
③行政代執行後の対応について

答 進捗状況および予算の概要については、直接面会し、手渡しの方がよいと判断したことから、戒告書の郵送を当初予定より延期している。12月20日頃までに面会できないときは、郵送にて送付する予定である。その後は法的に進め、3月上旬に代執行となる予定である。予算の内容は、主に収集運搬処分委託料である。

考えられる懸念については、今回処分対象となる物品に関して、当事者の財産でもあることから、その点について争われることが考えられる。しかし、法律に則り、かつ弁護士など専門家とその都度協議を行ない、あらゆるリスクに対応していく。

行政代執行後の対応については、今回要した費用を当事者が支払うことができない場合は、当該土地を差し押さえ、競売する予定であり、それにより所有権が移れば当事者は物品を持ち込むことができなくなる。

個人負担の必要性については、これまで農業関係の補助事業においても一定の負担を求めてきた。熊本地震の折も1割負担としてきた。義務とはいえ、当然ながら畜産農家側の自衛も必要であり、施設整備による受益も生じることから、不公平とならないよう、1割の自己負担を求めるものである。

※なお、市もその費用の一部を補助することについては評価するものの、市の予防対策に対し懸念が残るものとなった。緊急対策事業であることから、今回の補正予算については本委員会として可決するものの、さらなる支援を検討するよう附帯決議を付することとした。

学童保育施設の土地建物購入について

- 問** ①国・県の補助の有無について
②今後の事業予定および事業展開について

答 学童クラブ整備に係る補助金については、クラブを新たに創設する場合に対象となるものであり、当該クラブについては既に運営をしていることから対象とならない。

購入後は、引き続き学童クラブ及び病児病後児保育事業を行なう予定である。

今後の事業展開については、児童数増加による施設の不足も考えられ、児童数の推移を見ながら、スペースの有効利用を考えていく。

アフリカ豚コレラ侵入防止緊急対策事業について

- 問** ①令和2年度より義務化となるが、今年度の他自治体の動向について
②個人負担の必要性について

答 国・県の補助を除いた費用については、自治体の裁量にて判断することとしており、今年度における自治体の動向としては、全額補助や一部補助、補助なし等、県内においてもさまざまである。



議案第70号に対する附帯決議

令和元年12月13日に開催した予算決算常任委員会において、「議案第70号 令和元年度合志市一般会計補正予算（第3号）」について議論を重ねた。

審査の結果、原案を可決すべきものであると決定したが、本委員会は議案第70号中「アフリカ豚コレラ侵入防止緊急対策事業補助金」の実施にあたり、次のように追加措置を講ずることを求める。

本補助金は、ASF（アフリカ豚コレラ）の侵入を阻止するため、養豚経営体が行なう防護柵の整備に対し、国及び県の補助金に加えて、市もその費用の一部を補助することにより養豚経営体の負担軽減を図るものであり、補助金の創設については評価できる。

国は、ASF（アフリカ豚コレラ）の予防及び蔓延防止対策の一つとして、野生動物の侵入を防止する防護柵の整備を義務化し設置を徹底するよう求める一方、養豚経営体の負担軽減のための支援を行なうとともに、市町村が補助を行なう予防対策に対して、財政支援措置を講ずることとしている。

については、市長はじめ執行部に対し、設置者となる養豚経営体への追加支援を検討し、速やかに防護柵の設置に取り組むことにより、万全な防疫体制が確立されるよう、さらなる養豚経営体への負担軽減を求める。

以上、決議する。

合志市議会予算決算常任委員長 青木 照美